

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【四半期会計期間】	第95期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	キッコーマン株式会社
【英訳名】	KIKKOMAN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 染谷 光男
【本店の所在の場所】	千葉県野田市野田250番地
【電話番号】	(04)7123-5111
【事務連絡者氏名】	CHO 総務部長 天野 克美
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目1番1号
【電話番号】	(03)5521-5131
【事務連絡者氏名】	経理部長 神山 隆雄
【縦覧に供する場所】	キッコーマン株式会社東京本社 (東京都港区西新橋二丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第94期 第1四半期連結 累計期間	第95期 第1四半期連結 累計期間	第94期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	70,887	70,697	283,463
経常利益(百万円)	5,326	4,893	16,751
四半期(当期)純利益(百万円)	2,523	2,496	7,770
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,507	879	215
純資産額(百万円)	161,459	160,387	162,600
総資産額(百万円)	304,598	295,113	298,867
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	12.22	12.17	37.74
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	52.4	53.7	53.8

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第94期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

主要な関係会社については平成23年4月1日にキッコーマンバイオケミファ(株)を新設し、キッコーマン食品(株)のバイオケミカル事業、及び健食営業部機能性素材グループに係る事業、並びに(株)フードケミファの化成品事業をそれぞれ分割し、承継いたしました。

なお、これにより事業内容が変更となるため(株)フードケミファは平成23年4月1日よりキッコーマンソイフーズ(株)に社名変更いたしました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)業績概況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、景気が緩やかに回復してきておりますが、欧米の高い失業率の継続等により、景気が下振れする懸念があります。日本経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、輸出などに上向きの動きがみられています。

このような状況下における、当社グループの売上は、国内については、しょうゆ・食品・飲料・酒類が苦戦いたしました。その他の事業が前年同期を上回りました。海外については、北米・欧州・亜豪州ともに順調に売上を伸ばしております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の連結グループの売上高は706億9千7百万円（前年同期比99.7%）、営業利益は51億9千5百万円（前年同期比97.0%）、経常利益は48億9千3百万円（前年同期比91.9%）、当第1四半期純利益は24億9千6百万円（前年同期比99.0%）となりました。

<セグメントの業績の概況>

各報告セグメントの業績の概要は次の通りであります。

国内における売上の概況は次の通りであります。

(国内 食料品製造・販売事業)

当事業は、しょうゆ部門、つゆ・たれ・デルモンテ調味料等の食品部門、豆乳飲料・デルモンテ飲料等の飲料部門、みりん・ワイン等の酒類部門からなり、国内において当該商品の製造・販売を手がけております。各部門の売上の概要は次の通りであります。

しょうゆ部門

しょうゆは、家庭用分野では、前期より導入の「しぼりたて生しょうゆ」が順調に市場に浸透しましたが、しょうゆ市場縮小の影響を受け前年同期の売上に及びませんでした。加工・業務用分野では、加工用分野が新規開拓の強化により好調に推移したものの、外食需要の落ち込みにより業務用分野の市場環境が厳しく、部門全体として前年同期の売上を下回りました。

食品部門

つゆ類は、家庭用分野では、主力商品である「本つゆ」や「ストレートつゆ」が好調に推移し、加工・業務用分野でも新規開拓の強化により、つゆ類全体として前年同期の売上を上回りました。たれ類は、家庭用分野では、主力商品である「わが家は焼肉屋さん」が、前期発売の「香味野菜たっぷりしょうゆだれ」やリニューアルした「コチュジャンたれ」の貢献もあって順調に推移し、たれ類全体として前年同期の売上を上回りました。「うちのごはん」は、積極的な商品開発・店頭販促活動の継続により着実に支持層を広げ、前年同期の売上を大きく上回りました。デルモンテ調味料は、「洋ごはん つくろ」シリーズが順調に推移しましたが、主力のトマトケチャップが東日本大震災の影響で一部製品の製造が制約された影響もあり、前年同期の売上を下回りました。この結果、部門全体として前年同期の売上を下回りました。

飲料部門

豆乳飲料は、前期発売のチルドカップを使った新商品4品を含め積極的な販促を予定しておりましたが、計画停電により要冷蔵品の需要が大幅に減退したことにより、売上が前年同期を下回りました。デルモンテ飲料は、東日本大震災後の生産体制・資材調達体制を早急に整えたこと、新商品「スイートキャロット」が貢献したこともあり、デルモンテ飲料全体として前年同期の売上を上回りました。この結果、収益改善に向けた一部商品の販売終了の影響もあり、部門全体として前年同期の売上を下回りました。

酒類部門

本みりんは、家庭用分野では前年並みを維持しましたが、加工用分野でのユーザー向け販売の不調や業務用分野での外食需要落ち込みによる販売の苦戦もあり、本みりん全体として前年同期の売上を下回りました。ワインは、「醸造家のハウスワイン」「酵母の泡」等の「新生マンズワイン」商品群や調理用ワインは順調に推移したものの、カジュアルワインの一部販売終了等の影響もあり前年同期の売上を下回りました。この結果、部門全体として前年同期の売上を下回りました。

以上の結果、国内 食料品製造・販売事業の売上高は362億3百万円（前年同期比95.8%）、営業利益は14億2千4百万円（前年同期比75.4%）と、ともに前年同期を下回りました。

(国内 その他事業)

当事業は、臨床診断薬・衛生検査薬・加工用酵素、ヒアルロン酸等の化成品等の製造・販売、不動産賃貸、運送事業及びグループ会社内の間接業務の提供等を行っております。

衛生検査薬は前年同期の売上を大きく下回ったものの、臨床診断薬、ヒアルロン酸が好調に推移し、化成品等全体として前年同期の売上を上回りました。また、運送事業は、売上、利益ともに順調に推移いたしました。

この結果、国内その他事業の売上高は5億4千4百万円(前年同期比106.5%)、営業利益は4億5千6百万円(前年同期比159.6%)と、ともに前年同期を上回りました。

海外における売上の概要は次の通りであります。

(海外 食料品製造・販売事業)

当事業は、しょうゆ部門、デルモンテ部門、海外における健康食品等のその他食料品部門からなり、海外向けの輸出販売及び海外において当該商品の製造・販売を手がけております。各部門の売上の概要は次の通りであります。

しょうゆ部門

北米市場においては、家庭用分野では、引き続き主力商品であるしょうゆに加え、しょうゆをベースとした調味料を拡充するなど、当社のブランド力を生かした事業展開を行ってまいりました。また、加工・業務用分野では顧客のニーズに合わせたきめ細かい対応を行ってまいりました。その結果、現地通貨ベースでは前年同期の売上を大きく上回りました。

欧州市場においては、家庭用、業務用、加工用の各分野で前年同期を上回りました。特にロシアにおける業務用向けの出荷は、前年同期を大きく上回り、欧州市場での大幅な伸長に貢献しました。

アジア・オセアニア市場においては、アセアン地域を中心に売上を伸ばし、前年同期の売上を大きく上回りました。

この結果、部門全体として前年同期の売上を上回りました。

デルモンテ部門

当部門は、アジア・オセアニア地域で、フルーツ缶詰・コーン製品、トマトケチャップ等を製造・販売しております。

韓国市場で売上が回復し、中国市場での売上が増加する中、主要市場である香港も堅調に推移したことから、部門全体として、前年同期の売上を上回りました。

その他食料品部門

当部門は、主に北米地域において、健康食品を製造・販売しております。

昨年下半年から進めてきた、主要ブランドのひとつの大幅リニューアルの効果が始まったこと、医師からの斡旋販売による売上が引き続き堅調であることなどから、現地通貨ベースでは前年同期の売上を上回りました。

以上の結果、海外 食料品製造・販売事業の売上高は1億2千3百万円(前年同期比102.2%)、営業利益は2億2千5百万円(前年同期比108.7%)と、増収増益となりました。

(海外 食料品卸売事業)

当事業は、国内外において、東洋食品等を仕入れ、販売しております。

放射能被害の懸念によって、欧州やアジア各国で日本からの食品に対する輸入規制が厳しくなっておりますが、日本以外からの調達が増えていることもあり、大きな影響は受けませんでした。また、香港など一部地域で日本産品の風評被害の影響が見られるものの、北米や欧州、オセアニアでは売上が順調に伸長しました。その結果、部門全体の売上は前年同期を上回りました。

この結果、海外 食料品卸売事業の売上高は2億2千4百万円(前年同期比105.4%)と前年同期を上回りました。営業利益は1億4千3百万円(前年同期比95.1%)と前年同期を下回りましたが、現地通貨ベースでは増益となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、当社定款第13条の定めに基づき、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を実施する者及び実施しようとする者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）として、下記 の要領で新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつきまして、ご承認をいただいております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、17世紀以来積み上げてきた伝統と、時代を洞察する革新性を経営風土とし、会社創立以来90年余りに亘って、独自のビジネスモデルの構築及び企業価値の向上に努めてまいりました。当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の食文化の中心的役割を果たしてきたしょうゆを国内及び海外に展開することを核とするものであり、各国固有の食文化や地域特性への理解及び高い品質と安全性を確保するための各種技術・ノウハウ等を継承し、発展させることで獲得してきたものであり、これを十分に理解することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると思料されます。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が行われ、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。当社取締役会は、そのための合理的な仕組みとして、後述する大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）が必要であると考えており、かかる大規模買付ルールについては、平成22年6月24日開催の第99回定時株主総会においてご承認をいただいております。

基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループでは、2020年（平成32年）を目標にした将来ビジョン「グローバルビジョン2020」を策定し、しょうゆを中心としたグローバルな事業展開を進展させるとともに、食を通じて人々の健康的な生活を支援し、さらに、社会の公器としての責任を果たすことによって、地球社会にとって存在意義のある企業になることをめざしております。また、将来ビジョンに向けた実行計画として、新中期経営計画（平成22年度から平成24年度）をスタートさせました。

不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

1) 本方針導入の目的と基本的な枠組み

当社取締役会は、大規模買付行為が、以下において記載する大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合や、大規模買付ルールを順守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当て（下記3）「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の実施（以下、「対抗措置」といいます。）を決議することができるものとします。

2) 大規模買付ルールの内容

(a) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、買付け等の内容の検討に必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）及び大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を記載した書面を当社の定める書式により提出していただきます。

(b) 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会が、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報をすべて受領したと認めるときは、すみやかにその旨を公表いたします。

特別委員会は、当該公表日を開始日とし、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等のすべての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を「特別委員会評価期間」（合理的に必要な範囲（但し、原則として30日間を上限とします。）で延長することができます。）として、検討、評価及び意見形成を行うものといたします。

特別委員会は、特別委員会評価期間を延長する場合には、延長するに至った理由、延長期間その他特別委員会が適切と認める事項について、当該延長の決定後すみやかに、情報開示を行います（なお合理的に必要な範囲（但し、原則として30日間を上限とします。）において更なる期間の延長を行う場合も同様とします。）。

大規模買付行為は、特別委員会評価期間が終了し、当社取締役会が対抗措置に関する決定を行った後に開始されるべきものとします。

3) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動についてすみやかに最終的な決議を行い、その理由も含め公表いたします。

本方針に基づく対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合には、大規模買付者及びそのグループ（以下、「大規模買付者等」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点のすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てます。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるときには、特別委員会は、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

なお、大規模買付ルールが順守されている場合における対抗措置発動の勧告は、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと明らかに認定されるときに限って行われるものであり、当該大規模買付行為が以下のいずれかに形式的に該当すると認められることのみを理由として行われることはないものとします。

- () 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買付けを行っている判断される場合（いわゆる、グリーンメーラー）
- () 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付けを行っている判断される場合
- () 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買付けを行っている判断される場合
- () 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付けを行っている判断される場合
- () 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- () 大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- () 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、従業員、取引先、消費者、地域社会その他の利害関係者との関係又は当社ブランド価値を破壊し、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- () 大規模買付者がいわゆる反社会的勢力と認められるなど、公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

当該取り組みが基本方針に沿うものであり、かつ株主共同の利益を損なうものではないこと、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと（本方針の合理性）

本方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、さらに、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された買収防衛策の在り方にも沿っています。

2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間等を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

3) 会社法上の適法性を具備し、株主の合理的意思に依拠したものであること

本方針の定める対抗措置は、新株予約権無償割当てに関する事項について、株主総会の決議又は株主総会から委任された当社取締役会の決議により決定することができる旨の当社定款第13条の規定に基づいており、会社法上の適法な根拠を有しております。また、本方針は、平成22年6月24日開催の第99回定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得ております。なお、本方針の有効期間は同株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、有効期間満了前であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されます。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、対抗措置発動等の運用に際して、特別委員会を設置しました。

特別委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任されるものとしております。現在、3名の特別委員会の委員を選任しております。いずれの委員も、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。

5) 合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6) 当社取締役の任期

当社は、取締役の任期を1年としております。従いまして、当社は、毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本方針に関する株主の皆様の意思を確認する手続きを経ることとなっております。

7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、従いまして、本方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としております。そのため、本方針は、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

なお、本方針の全文はインターネット上の当社のウェブサイト

(<http://www.kikkoman.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/20100426.pdf>)に掲載しております。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、8億1千6百万円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	210,383,202	210,383,202	株東京証券取引所 市場第一部 株大阪証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株
計	210,383,202	210,383,202	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	210,383,202	-	11,599	-	21,192

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,061,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 200,132,000	200,132	同上
単元未満株式	普通株式 4,190,202	-	同上
発行済株式総数	210,383,202	-	-
総株主の議決権	-	200,132	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権の数3個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
キッコーマン株式会社	千葉県野田市野田250番地	4,883,000	-	4,883,000	2.32
相互保有株式 理研ビタミン株式会社	東京都千代田区三崎町2丁目9番18号	958,000	-	958,000	0.46
相互保有株式 ヒゲタ醤油株式会社	東京都中央区日本橋小網町2番3号	210,000	-	210,000	0.10
相互保有株式 野田開発興業株式会社	千葉県野田市宮崎101番地8	10,000	-	10,000	0.00
計	-	6,061,000	-	6,061,000	2.88

(注) 当第1四半期会計期間末の自己株式数は、6,065,000株であります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,247	23,444
受取手形及び売掛金	39,029	39,220
有価証券	131	131
商品及び製品	19,063	21,114
仕掛品	8,699	9,337
原材料及び貯蔵品	3,221	3,143
繰延税金資産	4,988	5,083
その他	4,485	5,812
貸倒引当金	421	393
流動資産合計	109,445	106,895
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	40,920	40,782
機械装置及び運搬具(純額)	33,686	33,251
土地	15,548	15,301
リース資産(純額)	172	157
建設仮勘定	3,712	3,608
その他(純額)	2,283	2,231
有形固定資産合計	96,323	95,333
無形固定資産		
のれん	25,189	24,771
その他	2,593	2,723
無形固定資産合計	27,782	27,494
投資その他の資産		
投資有価証券	51,944	51,993
長期貸付金	1,318	1,371
繰延税金資産	2,820	2,809
その他	10,703	10,828
貸倒引当金	1,472	1,612
投資その他の資産合計	65,315	65,390
固定資産合計	189,421	188,218
資産合計	298,867	295,113

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,626	15,779
短期借入金	5,054	5,031
一年以内償還社債	-	20,000
リース債務	71	71
未払金	12,711	11,147
未払法人税等	2,030	1,499
賞与引当金	2,187	957
役員賞与引当金	80	21
投資損失引当金	267	132
災害損失引当金	493	286
その他	3,981	4,822
流動負債合計	41,504	59,749
固定負債		
社債	60,000	40,000
長期借入金	19,555	19,700
リース債務	123	110
繰延税金負債	2,287	2,246
退職給付引当金	3,922	4,144
役員退職慰労引当金	1,099	1,047
環境対策引当金	348	346
工場閉鎖損失引当金	209	209
その他	7,216	7,170
固定負債合計	94,762	74,975
負債合計	136,266	134,725
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,599	11,599
資本剰余金	21,210	21,210
利益剰余金	156,248	155,663
自己株式	5,214	5,217
株主資本合計	183,844	183,255
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,230	1,222
繰延ヘッジ損益	0	2
為替換算調整勘定	21,194	22,860
在外子会社の年金会計に係る未積立債務	688	663
その他の包括利益累計額合計	23,113	24,744
新株予約権	179	179
少数株主持分	1,690	1,697
純資産合計	162,600	160,387
負債純資産合計	298,867	295,113

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	70,887	70,697
売上原価	41,323	41,548
売上総利益	29,563	29,149
販売費及び一般管理費	24,209	23,953
営業利益	5,354	5,195
営業外収益		
受取利息	65	26
受取配当金	300	288
持分法による投資利益	285	36
受取賃貸料	150	127
為替差益	289	304
その他	237	230
営業外収益合計	1,328	1,013
営業外費用		
支払利息	368	349
その他	987	965
営業外費用合計	1,356	1,315
経常利益	5,326	4,893
特別利益		
有形固定資産売却益	585	7
投資有価証券売却益	-	15
その他	30	-
特別利益合計	615	23
特別損失		
固定資産減損損失	-	328
固定資産除却損	222	9
投資有価証券評価損	168	1
ゴルフ会員権評価損	6	3
退職特別加算金	372	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	128	-
上海万博出展費用	222	-
関係会社社名変更費用	-	68
災害による損失	-	234
その他	93	81
特別損失合計	1,213	727
税金等調整前四半期純利益	4,729	4,188
法人税等	2,193	1,680
少数株主損益調整前四半期純利益	2,535	2,508
少数株主利益	12	11
四半期純利益	2,523	2,496

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,535	2,508
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	981	75
繰延ヘッジ損益	20	2
為替換算調整勘定	3,848	1,691
在外子会社の年金会計に係る未積立債務	1	24
持分法適用会社に対する持分相当額	194	35
その他の包括利益合計	5,043	1,629
四半期包括利益	2,507	879
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,510	866
少数株主に係る四半期包括利益	2	13

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	当第1四半期連結会計期間より、新たに設立したキッコーマンパイオケミファ(株)を、連結の範囲に含めております。なお、REACTION SALES CL UK LIMITEDは当第1四半期連結会計期間において、清算したため連結の範囲から除いております。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	
(連結納税制度の適用) 当第1四半期連結会計期間より、連結納税制度を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)	
1 保証債務		1 保証債務	
連結会社以外の会社及び従業員の金融機関からの借入金等に対する保証(実行額)		連結会社以外の会社及び従業員の金融機関からの借入金等に対する保証(実行額)	
JFC NEW ZEALAND LIMITED	6百万円	JFC NEW ZEALAND LIMITED	6百万円
(株)イチマル水産	632	(株)イチマル水産	652
ヤグチ物流(株)	109	ヤグチ物流(株)	88
関東サービス(株)	3	関東サービス(株)	3
YAMAKAWA TRADING CO (PTE) LTD	456	YAMAKAWA TRADING CO (PTE) LTD	294
YAMAKAWA (M) SDN. BHD.	137	YAMAKAWA (M) SDN. BHD.	107
YAMAKAWA SUPER PTE. LTD.	18	YAMAKAWA SUPER PTE. LTD.	10
従業員	2	従業員	2
計	1,365	計	1,167

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	2,794百万円	2,916百万円
のれんの償却額	426	418

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,101	15	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,082	15	平成23年3月31日	平成23年6月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位 百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	国内 食料品製 造・販売	国内 その他	海外 食料品製 造・販売	海外 食料品 卸売	計		
売上高							
外部顧客への売上高	37,509	2,016	10,453	20,907	70,887	-	70,887
セグメント間の内部売上高 又は振替高	276	2,815	1,577	98	4,768	(4,768)	-
計	37,786	4,832	12,031	21,006	75,656	(4,768)	70,887
セグメント利益	1,890	286	2,073	1,096	5,346	7	5,354

- (注) 1. セグメント利益の調整額7百万円は、主にセグメント間取引消去であります。
 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位 百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	国内 食料品製 造・販売	国内 その他	海外 食料品製 造・販売	海外 食料品 卸売	計		
売上高							
外部顧客への売上高	35,878	2,080	10,671	22,066	70,697	-	70,697
セグメント間の内部売上高 又は振替高	324	3,063	1,630	75	5,093	(5,093)	-
計	36,203	5,144	12,301	22,142	75,791	(5,093)	70,697
セグメント利益	1,424	456	2,252	1,043	5,177	17	5,195

- (注) 1. セグメント利益の調整額17百万円は、主に全社費用配賦差額であります。
 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	12円22銭	12円17銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,523	2,496
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,523	2,496
普通株式の期中平均株式数(千株)	206,387	205,121

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月12日

キッコーマン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 高志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 網本 重之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキッコーマン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キッコーマン株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。